

第2章 施策の方向

I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

1 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

国においては、2003年度（平成15年度）の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、取組を推進していますが、指導的地位に占める女性の割合は徐々に増加しているものの、水準は依然として低く、政策・方針決定過程への女性の参画は未だ不十分な状況です。

県における審議会等委員への女性の登用率は、取組を進めてきた結果、2010年度（平成22年度）には32.4%となりましたが、その伸びは緩やかであり、今後、審議会等委員への女性の登用を一層進めていく必要があります。また、県の女性職員の管理職への登用も伸び悩んでおり、女性職員の積極的な登用、職域拡大をはかる必要があります。

市町においては、審議会等委員への女性の登用率は、全体では22.5%となっていますが、市町によって登用率に大きな差があり、政策・方針決定過程への参画促進を、市町の状況に応じて働きかけていく必要があります。

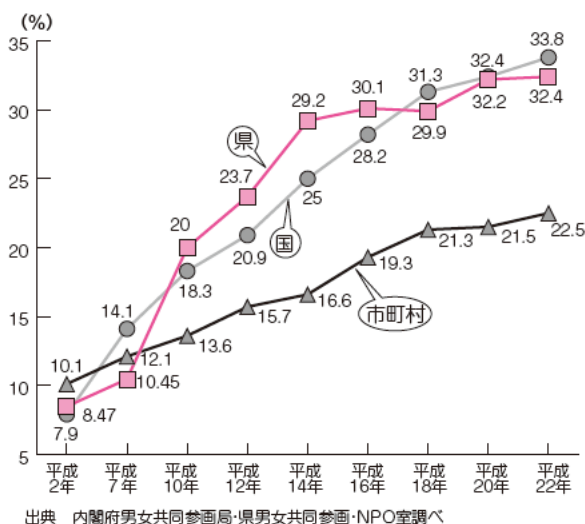
さらに、企業、労働組合、自治会、PTA等の各種機関・団体においても、方針決定の場への男女共同参画が求められます。

今後、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるためには、女性の参画の重要性・必要性について一層の啓発を進める必要があります。さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やポジティブ・アクション（注1）、女性の社会参画への支援に対する理解の普及、男女共同参画を阻害している制度や慣行の見直しの促進、企業等が男女共同参画に取り組むインセンティブ（注6）の付与などの取組が求められます。

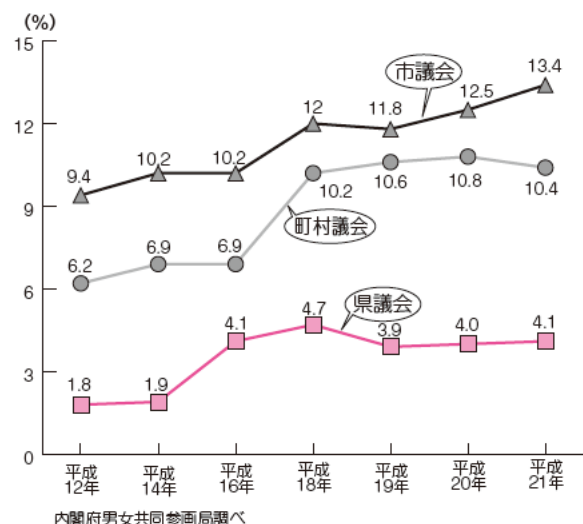
また、理工系分野などで女性の参画が十分とは言えない状況がみられ、これら分野への女性の参画を促進する取組も求められます。

DATA

■ 審議会等における女性委員の割合の推移



■ 三重県の女性議員の割合の推移



2 めざす姿

【地域・社会】

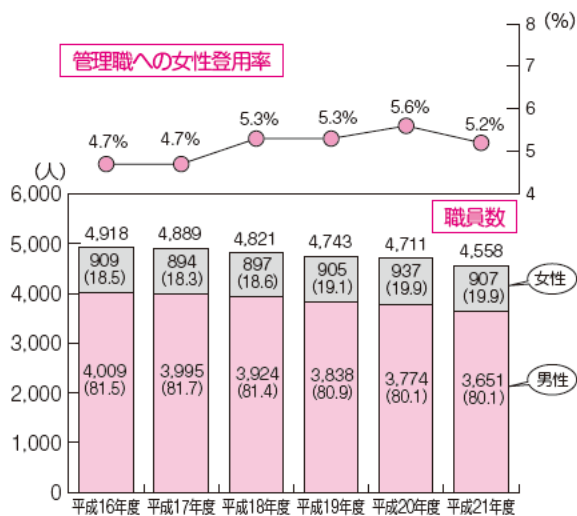
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

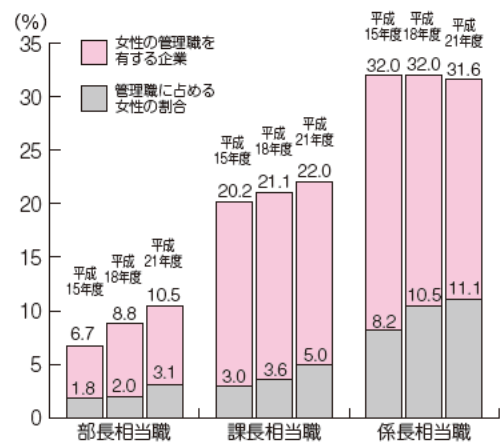
DATA

■三重県職員の状況



県人材政策室調べ

■企業における女性管理職の状況 (全国)



出典 厚生労働省 雇用均等基本調査

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 県の審議会等委員への女性登用

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

■施策

- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」などを活用しつつ、計画的に女性委員の登用をはかります。
- 委員構成の見直し、団体推薦などによる女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすいしくみづくりを進めます。
- 女性のエンパワーメント（注7）をはかり、リーダーの育成を促進するとともに、ネットワークづくりを支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

2) 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義をふまえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

そのため、能力開発の研修を計画的に実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進め、働きやすい職場に向け環境整備を行います。

■施策

- 女性職員の登用方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- 多様な能力開発の研修を計画的に実施し、女性職員の受講に配慮するほか、幅広い職務を経験できるような配置を行うなど、女性職員の管理職への登用に向けた取組を行います。
- 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。
- 県の外郭団体等における女性職員の採用・登用・配置等について、積極的な取組が進むよう働きかけます。
- 仕事と育児・介護等家庭生活との両立のための環境整備を進めます。

3) 市町への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための基本計画策定支援など、市町の状況に応じた支援を行います。

■施策

- 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について理解が進むよう、市町へ積極的に働きかけます。
- 県および市町の審議会等委員への女性の登用状況、登用促進策等について、情報を提供します。

4) 事業者等への働きかけ

企業などにおける人材の確保・活用や社会的責任（注8）等の観点から、男女共同参画、女性のエンパワーメントおよび仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要であることについて普及啓発を行い、企業、教育・研究機関、その他各種団体等事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

■施策

- 事業者等に対する意識啓発を行い、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の表彰、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための公共調達におけるインセンティブ（注6）の付与、研修の実施など、事業者が男女共同参画に取り組む動機付けとなるような施策を実施します。

5) 地域における男女共同参画への取組支援

地域における男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動に浸透するよう普及啓発を行うとともに、男女が自らの意思により、地域活動に参画する気運づくりを進め、地域における政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

また、生涯学習等を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

■施策

- 男女が地域活動に参画する必要性や意義についての理解を深めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しが進むよう、関係機関やNPO（注2）などと連携をはかりながら、普及啓発を行います。
- 地域における方針決定の場への参画に必要な知識や技術の修得、向上を支援します。
- 地域づくり、防災、環境保全、観光振興などの活動に男女が共に参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。

6) ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、ポジティブ・アクション（注1）について、市町、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

また、女性のさまざまな分野への参画を支援します。

■施策

- ポジティブ・アクションについての先進事例や効果的な導入方策を調査研究し、その結果を市町、企業等へ情報提供するなど、ポジティブ・アクションの理解の促進と普及をはかります。
- さまざまな分野における女性の政策・方針決定過程への参画および従来女性が少なかった分野への参画を支援する取組を推進します。

